

12 路上生活者対策事業(本組合理約第3条第9号)

路上生活者対策事業は、路上生活者（ホームレス）の一時的な保護及び就労による自立を支援するため、特別区と東京都が共同して実施する事業である。この事業は、平成12年7月に特別区と東京都が「路上生活者自立支援事業実施に係る都区協定」（以下「都区協定」という。）を締結後に開始され、下記の経過をたどって現在に至っている。

(1) 経過

- 平成12年 7月 都区が「都区協定」締結
- 11月 路上生活者自立支援事業開始（新宿寮・台東寮開設）
- 13年 8月 「都区協定」改定
 - （㊦ 自立支援事業に加えて、緊急一時保護事業、グループホーム事業の3事業を実施することを方針化、㊩ 特別区の5ブロックに緊急一時保護センター、自立支援センターを各1か所ずつ設置していくことを決定）
- 11月 路上生活者緊急一時保護事業開始（大田寮開設）
 - （平成13年～17年に特別区の5ブロック全てに緊急一時保護センター、自立支援センターを設置）
- 14年 8月 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の施行
- 16年 4月 東京都によるホームレス地域生活移行支援事業（公園等で生活するホームレスへの低家賃の借上住居の貸付、就労・生活支援）を開始（～平成19年度まで）
- 17年 4月 「都区協定」改定
 - （ホームレス地域生活移行支援事業を都区共同事業に位置付け）
- 18年 4月 「都区協定」改定
 - （路上生活者巡回相談事業及び地域生活移行支援事業の実施を決定）
- 4月 路上生活者巡回相談事業を開始
- 19年 8月 都区「路上生活者対策事業の再構築について（検討結果報告）」とりまとめ
- 20年 4月 「都区協定」改定による路上生活者対策事業の再構築(3月に本組合理約の一部改正)
 - （㊦ グループホーム事業を廃止し、㊩巡回相談、㊪緊急一時保護、㊫自立支援〔就労支援、地域生活移行支援〕、㊬地域生活継続支援の4事業実施を決定、㊩ 従来の緊急一時保護センター、自立支援センターの機能を一体化した新たな自立支援センターを各ブロックに1か所設置、㊦ 地域生活移行支援のために各センターに自立支援住宅〔借上アパート〕を付置）
- 4月 自立支援事業の一環として自立支援住宅で行う地域生活移行支援を「モデル事業」として開始するとともに（第1、2ブロック）、地域生活継続支援事業を本格的に実施（「モデル事業」は、平成21年4月からは全ブロックで実施）
- 21年12月 職・住喪失者に対する国の支援事業実施
 - 緊急一時宿泊事業を路上生活者緊急一時保護事業の中に組み入れて実施（～平成26年度まで）
- 22年10月 新たな自立支援センターを開設（港寮・文京寮）
 - 路上生活者対策事業の再構築に伴い緊急一時保護事業及び自立支援事業を同

一施設内で実施する(平成25年2月に全ブロックで新たな自立支援センターへの移行を完了)

- 23年 1月 都区が「路上生活者対策事業の今後のあり方」について検討開始
- 24年 2月 「路上生活者対策事業の今後の展開について(検討結果報告)」取りまとめ
(㊦ 事業利用者の変化など社会経済事情等に応じた対応策を講じつつ都区
共同で事業実施、㊧ 路上生活者の早期社会復帰に向け一貫性のある支援、
効率的事業運営、㊨ 各区の公平性を維持するしくみ)
- 27年 4月 生活困窮者自立支援法施行
10月 都区が「路上生活者対策事業の今後に向けた協議」について検討開始
- 28年 7月 「路上生活者対策事業の今後の展開について(検討結果報告)」取りまとめ
- 29年 4月 路上生活が長期化した者、高齢の路上生活者等に対して、試行的に巡回相談
から地域生活移行後の支援までを一貫して行う事業「路上生活者対策モデル
事業」を、第1ブロック及び第2ブロックにて開始
- 30年 9月 「路上生活者対策事業の今後の展開について(報告書)」取りまとめ
- 31年 4月 「路上生活者対策モデル事業」を改め「支援付地域生活移行事業」とし、全
5ブロックにて開始
- 令和 3年 3月 「今後の自立支援センターの整備の在り方検討について(報告書)」取りまと
め
(㊦ 今後整備する自立支援センターについては、居室は個室を基本とする、
㊧ 用地確保の困難性に対処するため、サテライト型整備・自立支援住宅
活用型整備、サブリース方式の活用を今後具体的に検討する)
- 5年 8月 「都区共同「路上生活者対策事業」の今後の在り方について(最終報告)」取
りまとめ
(㊦ ネットカフェ利用者、女性等について、就労自立が見込める者を事業
対象者とする、㊧ 自立支援センター本体の定員規模を70人から50人、自立
支援住宅の定員を30人から20人に縮小する、㊨ 自立支援センターだけでは
定員規模を確保できない場合は、就労支援住宅を確保して支援する、㊩ 事
業名の通称を「自立支援センター事業」と規定する)
- 6年 3月 「令和5年度 路上生活者対策事業の検討結果報告(最終報告)」取りまとめ
全個室の自立支援センターを開設(江戸川寮・大田寮)

(2) 展開

路上生活者対策事業は、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の施行に伴い、ホームレス自立支援事業、総合相談事業、緊急一時宿泊事業として位置付けられたが、平成27年4月生活困窮者自立支援法の施行に伴い、同法の自立相談支援事業及び一時生活支援事業として位置付けられた。

現在、各自立支援センターにおいて、巡回相談から緊急一時保護、自立支援、地域生活継続支援まで一貫した事業を展開している。

自立支援センターには各事業を実施するため、施設長・事務員・指導員・生活相談員及び職業相談員(ハローワークから派遣)、住宅相談員、その他嘱託医・看護師・作業員などの職

員を配置している。なお、利用者が、医療を必要とした場合は、利用を承諾した依頼区（福祉事務所等）が生活保護法の医療扶助を適用している。

(3) 事業の役割分担等

事業実施のため、路上生活者対策施設として自立支援センターを特別区の全5ブロックに各1か所、各ブロック内で5年毎の持ち回りで設置している。なお、実施に当たってはそれぞれが次のような役割を担っている。

- ・各特別区 事業の利用承諾及び利用終了後の処遇決定
- ・本組合 特別区（全体）が実施主体となる巡回相談事業、緊急一時保護事業、自立支援事業、地域生活継続支援事業及び支援付地域生活移行事業を共同処理（本組合はこれらの事業を社会福祉法人に委託して実施）
- ・東京都 路上生活者対策施設の建設及び自立支援住宅等・職業相談体制等の確保調整
- ・国 生活困窮者自立支援法に基づく負担・補助

施設の名称及び設置行政ブロック・定員等（令和6年4月1日現在）

（単位：人）

施設名	設置行政ブロック（注1）	定員（注2）	開設日	委託法人
千代田寮	第1ブロック	100(25)	令和 2年 8月 3日	事業団
荒川寮	第2ブロック	100(25)	令和 2年 7月13日	（社福）有隣協会
大田寮	第3ブロック	100(25)	令和 6年 3月25日	（社福）有隣協会
板橋寮	第4ブロック	100(25)	令和 3年 3月22日	（社福）東京援護協会
江戸川寮	第5ブロック	100(25)	令和 6年 3月11日	（社福）新栄会

注1 ブロック構成区は以下のとおり。

- 第1ブロック（千代田、中央、港、新宿）
- 第2ブロック（文京、台東、北、荒川）
- 第3ブロック（品川、目黒、大田、世田谷、渋谷）
- 第4ブロック（中野、杉並、豊島、板橋、練馬）
- 第5ブロック（墨田、江東、足立、葛飾、江戸川）

注2 定員は、緊急一時保護事業、自立支援事業及び支援付地域生活移行事業（自立支援住宅22戸分及び支援付住宅8戸分を含む。なお、自立支援住宅は現在設置している22戸の他、必要に応じて10戸まで追加設置可能。）の総計で、（ ）内は緊急一時保護事業分（内数）である。

(4) 各事業の現状

ア 巡回相談事業

自立支援センターに巡回相談員を配置して、ブロック毎に区域内を相談員が巡回し、路上生活者及び路上生活になるおそれのある者の状況を把握し、これらの者に対して、生活、健康、就労及びその他自立に関する面接相談を実施のうえ、必要に応じて路上生活者対策事業の紹介・利用あっせんを行っている。

令和5年度実績

(単位：人・件)

ブロック	路上生活者数 (注1)	相談人数	相談件数
第1ブロック	119	1,962	3,383
第2ブロック	49	105	195
第3ブロック	87	180	206
第4ブロック	38	396	640
第5ブロック	79	1,222	1,274
合 計	372	3,865	5,698

注1 路上生活者数は、東京都実施の令和6年1月路上生活者概数調査（国管理河川は含まない）による。

イ 緊急一時保護事業

特別区内の路上生活者及び路上生活になるおそれのある者の、一時的な保護及びその実情に応じた社会復帰を支援するために、福祉事務所が利用承諾した者を自立支援センターへ入所させている。利用期間は原則2週間以内（2週間を限度に延長可）である。

利用者に対しては、宿泊援護（宿所、食事、入浴、衣類、日用生活用品等を提供）を行うとともに健康診断を実施し、必要に応じて健康回復を支援する。また、生活、健康、法律その他専門相談や生活・健康管理などの指導を実施し、利用者の意欲、能力、希望、心身の健康状態等の把握及び評価（就労支援アセスメント）を図り、その他東京都と特別区が必要と認める支援を行っている。

令和5年度実績

(単位：人)

施設名	定員	年度末 在籍数	入所累計	退所累計	冬期対応 (注1)	備考
千代田寮	25	1	126	133	5	
荒 川 寮	25	6	141	142	0	
渋谷 寮	25	0	86	88	0	(～R6. 3. 24)
大 田 寮	25	1	1	0	0	(R6. 3. 25～)
板 橋 寮	25	3	149	148	1	
墨 田 寮	27	0	114	115	3	(～R6. 3. 10)
江戸川寮	25	11	13	6	0	(R6. 3. 11～)
合 計	125	22	630	632	9	

注1 定員の合計は、閉鎖した渋谷寮及び墨田寮を除いた数値である。

注2 冬期対応期間は、令和5年12月22日から令和6年1月5日までである。

ウ 自立支援事業

原則として緊急一時保護事業でのアセスメントの結果、就労自立が見込まれる利用者を対象に、生活支援、就労支援、地域生活移行支援を中心とした自立支援プログラムを実施している。利用期間は緊急一時保護事業の利用期間を含め6か月以内である。

生活支援としては、緊急一時保護事業に引き続き宿泊援護（宿所、食事、入浴、衣類、日用生活用品等を提供）を実施し、求職や就労により外食が必要な場合の相当額、日用品費、求職のための交通費等は所要額を現金で給付している。その他、必要に応じて就労開始時の支度金や住宅確保のための必要経費の一部を生活保護の一時扶助基準に準じて支給している。

就労支援としては、住民登録、銀行口座の開設等就労の前提条件の整備、ハローワークから派遣された職業相談員による求職支援、東京ホームレス就業支援事業推進協議会等の就労支援団体による技能講習や職場体験講習などの支援を実施している。

地域生活移行支援としては、事業利用者の就労継続と円滑な地域生活移行に向けた訓練の場として、借上げ住宅（自立支援住宅）を各ブロックに22戸設置し、就労中の利用者に提供している。

また、地域生活に円滑に移行できるよう、住宅相談員による居住支援も実施している。

令和5年度実績

(単位：人)

施設名	定員 (注1)	年度末 在籍数	入所累計	退所累計	備考
千代田寮	67 (22)	42 (7)	118 (34)	107 (33)	
荒川寮	67 (22)	39 (16)	114 (66)	110 (61)	
渋谷寮	67 (22)	0 (0)	68 (29)	72 (28)	(～R6. 3. 24)
大田寮	67 (22)	22 (4)	0 (0)	1 (1)	(R6. 3. 25～)
板橋寮	67 (22)	49 (8)	132 (46)	122 (47)	
墨田寮	67 (22)	0 (0)	68 (48)	73 (44)	(～R6. 3. 10)
江戸川寮	67 (22)	21 (6)	3 (1)	4 (3)	(R6. 3. 11～)
合 計	335 (110)	173 (41)	503 (224)	489 (217)	

注1 定員の（ ）内は自立支援住宅戸数（内数）で、各実績欄においては当該入退所者数（内数）である。

注2 定員の合計は、閉鎖した渋谷寮及び墨田寮を除いた数値である。

エ 地域生活継続支援事業

自立支援事業を終了し、アパートなどに入居した利用者が、再度路上生活に戻らず、安定した地域生活が継続できるように、施設においてあらかじめ個別の支援計画を策定したうえで、その居住するアパートを訪問すること等によって、対象者の状況を把握し、生活、健康、就労などについて必要な相談・助言・指導を行う。実施期間は原則として自立支援事業による支援終了後1年以内である。

令和5年度実績

(単位：人・回)

ブロック	就労 自立者数	事業 申込者数	相談回数	事業 終了者数	居宅継続数 (住込み、生保含む)
第1ブロック	42	34	788	35	22
第2ブロック	59	53	322	41	35
第3ブロック	33	28	313	29	18
第4ブロック	66	52	888	55	50
第5ブロック	36	30	1,350	42	38
合 計	236	197	3,661	202	163

オ 支援付地域生活移行事業

路上生活が長期化・高齢化した路上生活者等に対して、巡回相談による支援の後、居住支援及び見守り支援を行うための支援付住宅（各ブロック8戸）を提供し、生活指導等を行うとともに、地域生活移行後も自立して生活できるよう必要な支援を一貫して行う。

令和5年度実績

(単位：人・件)

ブロック	巡回相談		支援付住宅		
	相談人数	相談件数	年度末 在籍数	入所累計	退所累計
第1ブロック	120	320	7	8	7
第2ブロック	178	320	5	7	6
第3ブロック	116	142	3	6	5
第4ブロック	41	67	5	7	9
第5ブロック	54	63	6	7	5
合 計	509	912	26	35	32

＜路上対策システム全体＞

1 一貫的、継続的な支援体制の構築

新型自立支援施設では、シェルター機能及びアセスメント機能を果たす第 1 ステップと就労意欲と能力を有する者の就労自立を支援する第 2 ステップに加え、新たに借上げ型自立支援住宅を第 3 ステップとして配置し、路上における相談からアセスメント、就労への支援及び就労した者の円滑な地域移行に向けた支援まで一貫した支援を実施する。

2 個々の対象者の状況や類型に応じた、複線的な支援策

- ・ 新型自立支援施設においては、就労が確保された者についての途中ステップの省略など、個々の利用者の状況に即した柔軟な対応を行なう。また、失敗しても何度でも再チャレンジできる仕組みとする。
- ・ 新型自立支援施設での対応が困難な女性や夫婦・家族等のホームレスに対しては、本組合の厚生関係施設等を活用し対応を図る。
- ・ 新システムに乗りにくい層や新型自立支援施設でのアセスメントの結果、就労自立が困難と認められる者等に対しては、民間宿泊所や本組合厚生関係施設と連携して個々の状況に応じた自立を促進していく。

3 上記を踏まえた、事業実施主体としての都・区の役割分担及び各区と本組合との役割分担の再整理

- ・ 従前どおり、新型自立支援施設の建設については東京都、運営については特別区の役割とし、新自立支援システムの利用承認及び退所後の処遇決定についても特別区の役割とする。
- ・ 新たに設ける自立支援住宅の確保は東京都の役割とし、実際の借上げは新型自立支援施設運営の一環として特別区の役割とする。
- ・ 現在東京都の役割としている職業相談及び住宅相談については、新型自立支援施設での第 2 ステップ及び第 3 ステップでの支援やバックアップ部門の詳細を詰めるなかで確定する。

＜施設運営＞

1 路上生活者数の推移や需要動向を踏まえた施設の規模、機能

新型自立支援施設は、各ブロック 1 箇所設置することとし、1 箇所あたりの規模は、第 1 ステップの定員 25 人、第 2 ステップの定員 45 人、計 70 人の入所定数に第 3 ステップの借上げ自立支援住宅 50 戸程度を合わせたものを標準とする。

2 利用者の実態把握と路上生活者対策事業の評価・検証に基づく効果的な支援方法

- ・ 新型自立支援施設第 1 ステップは一時保護とアセスメント等を行い、2 週間程度の利用とする。
- ・ 第 2 ステップでは、就労自立が可能な者に対し、就労支援を行う。支援期間は 3 ヶ月を標準とする。
- ・ 第 3 ステップでは、就労した者に対し、個別に地域の借上げアパート等でバックアップ部門による支援を行う。支援期間は、第 1 ステップからの通算で 6 ヶ月以内とする。
- ・ 第 1、第 2 ステップの利用者負担は無料とするが、第 3 ステップにおける日常生活費は原則自己負担とし、また、居住費用の一部（1 万円程度）を徴収する。

3 路上生活者対策施設の役割、機能の整理

- ・ 新型自立支援施設は、路上生活になるおそれのある者も含め、単身男性の路上生活者に対し、一時的な宿泊の場の提供及びアセスメントを行い、また、就労意欲があり、かつ心身の状況が就労に支障がないと認められる者に、就労自立に向けた支援を継続的に行う。
- ・ なお、就労等による自立が困難で生活扶助を必要とし、かつ直ちに居宅生活に移行することが困難な者については、福祉事務所の措置により本組合の更生施設等へ入所させるなど、新型自立支援施設以外の社会諸資源を活用して、社会復帰への指導・援助を行っていく。

4 退所後に路上生活に戻さない仕組み

新自立支援システムで新たに設けるバックアップ部門において、新型自立支援施設退所者に対するフォローを行なうとともに、本組合の厚生関係施設やバックアップセンターと連携して、アフターケアの充実を図っていく。

5 経費縮減の方策

従前の緊急一時保護センターと自立支援センターの2本立てシステムから新型自立支援施設での一元的な体制に転換するとともに、借上げ住居の活用や本組合厚生関係施設システムとの連携を強化することにより、施設建設コストや運営コストの縮減を図る。

<施設建設>

1 路上生活者対策施設の居住水準、形態のありかた

新型自立支援施設では、第1ステップの居室は現行同様多人数の相部屋とするが、第2ステップでは、集団生活を基本としつつ個人間の仕切りを設けるなど準個室的空間を創出する。第3ステップでは、独立した日常生活に必要な居住設備を備えた借上住宅を提供する。

2 国庫補助活用が可能な設置、運営形態

- ・ 都区共同事業である路上生活者対策施設については、設置期間を5年間に限定しているため、建設費は国庫補助対象とされていないが、運営主体が建物を借り上げる場合はリース料が運営費の加算として国庫補助対象となる。
- ・ 既存建物の借上げ以外でも、東京都が直接または間接的に建設し、運営主体に貸し付ける「リース方式」について検討を進める。

3 必要な施設の種類、数、定員、設置ルール

- ・ 設置ルールについては、現行どおり、5つの行政ブロックごとにそれぞれ5年間の持ち回りで設置する。
- ・ 現行建設ローテーションで、路上生活者対策施設の建設の順番が平成20～23年度に回ってくる区の施設は、新型自立支援施設の機能及び設備を有するものとして建設し、それ以前に建設したブロック内の緊急一時保護センターまたは自立支援センター設置期間終了後、ブロック内1施設での新自立支援システムに移行する。
- ・ 定員は施設運営1に記載したとおり。

<その他>

1 路上生活者対策での経費負担ルールと生活保護適用の場合の経費負担ルールとの整合性

- ・路上生活者対策に係る費用は、国庫補助を除いて「東京都と特別区で2分の1ずつ負担する」という基本的認識を堅持する。
- ・路上生活者に係る生活保護費負担に関して、国に対して制度の検討を要請するとともに、区が行なうホームレス等の自立支援や予防策に対する都の補助の充実強化を要望する。

2 路上生活者の地域での住まいの確保策

「地域生活移行支援事業」の結果評価を行ない、生活保護を利用せずに地域における住まいが確保できるような家賃補助制度の創設や生活保護の「住宅扶助単給」の可否について検討を進める。

3 就労能力が不十分な者への仕事の確保策

「東京ホームレス就労支援事業推進協議会」の体制および活動を強化し、民間企業やNPOなどによる就労開拓やトライアル就労等実地訓練など、個々の能力に応じた就労支援を進める。また、「就労自立」を目指すだけでなく、いわゆる「半福祉半就労」による社会参加も推進していく。

「路上生活者対策事業の今後の展開について（検討結果報告）」概要

平成 24 年 2 月 16 日特別区長会了承

1 検討の経緯

都区が共同で行う路上生活者対策事業は、平成 27 年 1 月に全区の施設設置が終了するブロックが生じるため、今後の事業のあり方について都区で検討・協議を行い、「路上生活者対策事業の今後の展開について（検討結果報告）」がとりまとめられた。

2 路上生活者等の現状

- ・公園や道路などで生活する「目に見える」路上生活者の減少
平成 11 年度約 5,800 人から平成 23 年度約 1,600 人に減少（特別区内）
一方で、平成 15 年度以降、緊急一時保護事業利用者数は年間約 2,600～3,000 人で推移
- ・路上生活期間が短い、または路上生活のおそれのある「目に見えにくい者」等の増加

3 事業実績と事業利用者の現状

- ・事業開始（平成 12 年度）以降、路上生活者の減少と路上生活への固定化の防止
約 28,000 人が利用、うち約 15,000 人が就労自立・生活保護受給（平成 22 年度末）
- ・新型自立支援センターでは、就労自立率の向上・生活保護適用の減少などに一定の効果
- ・事業利用者の変化・・・若年化・路上生活期間の短期化が顕著
緊急一時保護事業利用者のうち、30 代以下が 25%、路上生活期間が 1 か月未満が 51%

4 今後の展開

- 事業利用者の変化など、社会経済事情等に応じた対応策を講じながら、都区共同事業として推進
 - 路上生活者の早期の社会復帰に向けた一貫性のある支援、効率的な事業運営を実施
 - 各区の公平性を維持するしくみを前提として事業を実施
- ＜事業実施の方法＞

現行の実施大綱を維持し、各ブロックに 1 か所の自立支援センターを原則 5 年間順番に設置

- ・既存施設（民間・公有）の有効活用の推進
- ・地域実情により 1 か所では定員を確保できない場合は、国との調整により一体的に管理運営されるサテライト型施設の設置も可能
- ・若年層の利用を促すための居室のプライバシーへの配慮

<個別事業の方向性>

巡回相談 事業	自立支援システムへの入口・導入として、福祉事務所との連携強化 ・休日・夜間の巡回などの柔軟な実施方法の工夫、現行体制の中での随時対応の実施 ・「目に見えにくい者等」への自立支援システムに関する情報提供の拡大
緊急一時 保護事業	緊急部門定員の円滑な利用に向けた段階的取組の実施 ・就労支援強化および自立支援住宅を含む自立支援部門の円滑な事業執行 ・施設内定員枠の柔軟な対応、一定のルールに基づく他ブロックとの利用調整 など
自立支援 事業	就労支援の推進と事業利用者の状況に応じた支援 ・安定かつ継続した就労につなげるため、技能講習・求職者支援制度の活用 ・若年で社会性等に乏しい者への社会性向上に向けた取組 ・就労可能な軽度の障害者の支援に向けた関係機関との連携強化 など
地域生活 継続支援 事業	地域生活の継続と再路上化の防止に向けた支援強化 ・就労自立者全員を対象と捉え、センター入所から一貫した支援・制度利用働きかけの実施 ・原則訪問による「必要なときに必要な支援」の実施 ・福祉事務所への定期報告や事業利用者の状況の追跡調査、効果検証 など

<都区共同事業の実施に向けて>

- ・ブロック内全区の施設設置が終了したブロックから今回の協議結果に則した事業の実施
- ・国への要望（雇用対策、第2のセーフティーネット強化、実効性のある法整備、財政措置など）の実施
- ・継続的な効果検証の実施、社会経済情勢の変化への対応
- ・個別事業の見直しのうち、現行の事業運営で対応可能なものは早い段階から開始

「路上生活者対策事業」の今後の展開について（検討結果報告）概要

平成 28 年 8 月 5 日特別区長会了承

1 検討の経緯

平成 23 年度ホームレス対策連絡協議会での検討以降の状況変化等を踏まえ、課題や今後の方向性の検証が必要であるため、都区で検討・協議を行い、『都区共同事業「路上生活者対策事業」の今後の展開について（検討結果報告）』がとりまとめられた。

2 検討の背景と課題

- ・路上生活が長期化・高齢化している者の状況が深刻化
- ・ネットカフェ等にいる「目に見えにくい者等」への更なる対応が必要
- ・ホームレス対策に係る事業が、平成 27 年度より生活困窮者自立支援法に基づき開始

3 今後の展開

<事業の実施の方法>

自立支援センターは、現在入所率は 80%～90%台を推移されていることなどから、当面の間、現行どおり（各ブロック 1 か所、各区持ち回り原則 5 年間設置）実施

<個別事業の方向性>

巡回相談事業	・巡回相談等で把握したホームレスの個々の属性等を、自立支援センターと当該区での共用化・活用 ・道路、公園、河川等各施設管理者と連携。特に国管理河川は、国・関係自治体・都による協議体を設置
緊急一時保護事業 自立支援事業	・緊急一時保護事業は、現行どおり事業を実施 ・就労自立に結び付けるため、ハローワーク、東京ジョブステーション等関係機関との連携強化 ・就労自立が困難と思われる者について、入所前を含む各段階での適切な見極め、早い段階で適切な他の支援につなげられるよう、福祉事務所等による対応 ・自立支援住宅は各ブロック 40 戸とし、確保場所の工夫等による利用促進
地域生活 継続支援事業	・現行事業は再路上化の防止に一定の効果を上げているため、事業効果の維持・向上に向けた取り組みを引き続き実施

<従来の路上生活者対策事業では対応が困難な層への新たな取組の実施>

- ・路上生活が長期化・高齢化したホームレスに対する地域生活移行のための新たな取組を都区共同事業で実施
- ・都区共同でのモデル事業を平成 29 年度から実施
- ・事業手法、効果及び施設管理者との連携のあり方を検証後、23 区全域で実施

<「目に見えにくい者等」への対応>

- ・ネットカフェ等に寝泊りする者に関する状況把握を踏まえ、改めて対応を協議

見直しの内容まとめ

- 1 ネットカフェ利用者、女性等について、就労自立が見込める者を事業対象者とする。
- 2 自立支援センター本体の定員規模を 70 人から 50 人、自立支援住宅の定員を 30 人から 20 人に縮小する。
- 3 土地等の制約があり、本体だけでは定員規模を確保できない場合は、本体施設や自立支援住宅とは別に確保した就労支援住宅を用いて支援を行う（例：本体で定員 30 人しか確保できない場合、不足する 20 人分を住宅で確保）。
- 4 事業名の通称を「自立支援センター事業」と規定する。

1 事業対象者の整理

<見直しの方向性>

(1) ネットカフェ利用者

福祉事務所が丁寧にアセスメントした上で、路上生活者対策事業が望ましいのか、他施策の対象とするかを判断し、就労自立が見込める者を事業対象者とする。

(2) 女性

- ・就労の有無にかかわらず就労自立が見込める者を事業対象者とする。

〔現行：就労している者を自立支援住宅で受け入れている。〕

- ・自立支援住宅への直接入所により支援を行う。

- ・令和 6 年度中の早い時期から支援を開始することを目指す。

(3) 性的マイノリティ（LGBT等）

本人の意向を踏まえ、必要な配慮を行った上で、就労自立が見込める者を事業対象者とする。

<主な見直し内容>

○ネットカフェ利用者等については、現状の規定の中で運用していく。

○女性及び性的マイノリティ（LGBT等）について、自立支援住宅への直接入所や、令和 6 年度中に全ブロックで支援を開始する旨を要綱等に規定する。

2 施設の規模

<見直しの方向性>

(1) 本体施設の定員規模を 50 人（緊急一時保護事業 15 人、自立支援事業 35 人）とする。

〔現行：本体施設の定員規模は 70 人（緊急一時保護事業 25 人、自立支援事業 45 人）〕

(2) 自立支援住宅の定員は 20 人とする。（支援付住宅の定員 8 人も含む。）

〔現行：自立支援住宅の定員は 30 人（支援付住宅の定員 8 人も含む。）〕

(3) 新たな定員規模を令和 7 年度開設予定の中央寮及び杉並寮以降、順次各ブロックへ同じ規模で適用する。

(4) 本体施設や自立支援住宅の定員に対して、入所状況がひっ迫する場合には、新たに住宅やホテル等を借り上げることを想定し、必要に応じてブロック構成各区・都・特人厚で協議していく。

<主な見直し内容>

- 定員規模について、設備基準を改正する。
- 新たな定員規模は、令和7年度以降開設予定の寮から適用する旨を設備基準において規定する。

3 施設設置手法

<見直しの方向性>

(1) 既存物件の活用

区内の利用可能な既存物件をまず調査し、適切な物件があれば、自立支援センター本体施設として活用する。
同時に、活用できる土地がある場合は、コスト面での比較等から、施設の建設も選択肢とする。

(2) 住宅活用型整備

自立支援センター本体施設だけでは定員規模を確保できない場合は、本体施設や自立支援住宅とは別に住宅（就労支援住宅）を確保して就労支援を行うこととする。

<主な見直し内容>

- 既存物件の活用については、現状の規定の中で運用していく。
- 住宅活用型整備における就労支援住宅について、要綱等に規定する。

4 支援方法

<見直しの方向性>

(1) 緊急一時保護事業の期間の短縮

健康診断など、緊急一時保護事業の期間の短縮のネックとなっている部分を見直し、準備が整った自立支援センターから順次開始する。＜現行：原則2週間以内＞

(2) 住宅活用型整備における支援方法

生活状況や安否確認のため、就労支援住宅でも連絡手段を確保した上で、利用者の状況に応じて訪問を行い、生活相談・日常生活管理指導を行う。

就労支援は、原則として本体施設に通所してもらい、相談員と対面での相談を行う。

<主な見直し内容>

- 緊急一時保護事業の期間の短縮については、現状の規定の中で運用していく。
- 住宅活用型整備における支援について、要綱等に規定する。

5 事業名

<新たに検討>

現在も運用上、路上生活者となるおそれのある者を受け入れてきたことを踏まえ、大綱上の事業名を変更するか検討（中間報告において新たに検討事項となったもの）。

<主な見直し内容>

- 大綱上の事業名は変更せず、事業名の通称を「自立支援センター事業」とし、各事業の実施要綱において通称名を規定する。